

## 佐久穂町老人保健施設給食調理業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

佐久穂町老人保健施設では利用者（入所・通所）に対して、良質で安全な給食を提供するのにあたり、給食業務を委託できる優秀な事業者を選定することを目的として、佐久穂町老人保健施設給食調理業務委託公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施する。

### 2 委託業務の概要

- (1) 業務名称 佐久穂町老人保健施設給食調理業務委託
- (2) 委託期間 3年間（令和6年4月1日から令和9年3月31日）  
ただし、年度ごとの更新契約によるものとする。
- (3) 業務の内容及び経費内訳  
別紙「佐久穂町老人保健施設給食調理業務委託に伴う仕様」及び「業務委託内容」による。
- (4) 委託料  
給食調理委託料及び給食材料費
- (5) 契約方法  
プロポーザルにより選定した契約予定者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による単年度随意契約を行う。ただし、入札予定価格の範囲内の見積額で落札した場合で、なおかつ令和6年度予算が議決され当初予算が配当された場合において契約を締結する。
- (6) その他  
受託にあたってのその他詳細は、「佐久穂町老人保健施設給食業務委託に伴う仕様書」及び「業務委託内容」を参照。

### 3 参加表明

本プロポーザルに参加を希望する者は、令和5年12月15日（金）午後5時までに、プロポーザル参加表明書（様式1）を提出するものとする。

なお、参加表明書を提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式3）を提出すること。

### 4 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 佐久穂町建設コンサルタント等の業務の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 過去5年間に同種同規模の業務を実施した実績を有していること。又は契約を確実に履行すると認められること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (4) 佐久穂町建設コンサルタント等の業務の入札参加資格登録者に係る入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者でないこと。破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者でないこと。民事再生法（平11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (6) 佐久穂町暴力団排除条例（平成23年条例第23号）に規定する暴力団または暴力団員でないこ

と。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。

(7) 長野県内に本社又は事業所を有していること。

#### 5 参加申し込みの手続き及び提出物

このプロポーザルに参加する者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

参加表明書（様式1）

(2) 提出部数

正本 1部

(3) 提出期限

令和 5年12月15日（金） 午後5時まで（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる）

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで

(5) 提出先

郵便番号 384-0613

長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町352番地2

佐久穂町老人保健施設

電話番号 0267-86-5330（直通）

FAX 0267-86-5331

電子メール rouken@town.sakuho.nagano.jp

#### 6 質疑の受付及び回答

別紙仕様書内容及びプロポーザル実施要領等に関する質疑の受付及び回答の方法は、次のとおりとする。

(1) 受付期限

令和5年12月15日（金） 午後5時まで

(2) 提出方法

質問書（様式2）に質疑事項を記入の上、電子メール又はFAXにて提出のこと。

(3) 提出先

5（5）に同じ

(4) 回答方法

質問に対する回答は令和5年12月22日（金）までにプロポーザル参加表明書提出者に対してメール又はFAXにて回答する。また、質問に対する回答は、本業務の実施要領や仕様書に記載する内容の追加又は修正とみなす。なお、質問が無い場合は送信しない。

#### 7 管理費見積書及び提案書の提出

管理費見積書及び提案書は、次のとおりとする。

(1) 管理費見積書（仕様書 4.（1）①、②による）

(2) 提案書（任意様式）

業務提案書に記載する項目は、次のとおりとする。

① 会社概要

- ア 設立・資本金・事業所数等について
- イ 給食業務に対する理念・特徴について

② 食事提供サービスの考え方

- ア 食材の安全性
- イ 仕入方法について（地元食材の利用）
- ウ その他

③ 業務受託実績（長野県内）

④管理体制

- ア 受託業務体制
- イ 本社（事業所間）連絡体制
- ウ 衛生管理体制及び緊急時の対応

⑤ その他の提案

(3) 受付期限

令和5年12月28日（木）午後5時まで

(4) 提出方法

質問書（様式2）に質疑事項を記入の上、電子メール又はFAXにて提出のこと。

(5) 提出先

5（5）に同じ

8 プレゼンテーション

(1) 実施日 令和6年1月10日（水）

(2) 実施場所 佐久穂町老人保健施設 2階会議室

(3) 実施時間 1業者につき20分以内（プレゼンテーション20分以内 質疑応答10分以内）

9 結果通知

(1) 通知予定日 令和5年1月16日（火）

(2) 通知方法 プロポーザル参加事業者に対し文書にて通知する。

(3) その他 審査の内容についての問い合わせには一切応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

10 参加費用の負担

このプロポーザルに係る一切の費用については参加者の負担とし、参加者から提出された書類等は返却しない。

11 問合せ先

佐久穂町老人保健施設

電話番号 0267-86-5330（直）